

生活保護母子加算の受給世帯に支援の手立てを



問

2007年から

か。

段階的に支給を打ち切ってきた生活保護世帯の母子加算が、今年4月に全廃された。このことにより日常生活に支障ができるなど深刻な影響がでている。

母子加算廃止の代わりに厚生労働省は「就労促進費」を設けたが、病気や障害、育児などで就労できない世帯には支給されない。今、全国各地で母子加算廃止撤回を求めて運動が広がっており、国会でも生活保護法の改正案が提出されている状況である。

そこで以下の点について伺う。

①幕別町において母子加算廃止によって影響を受けた世帯数・金額等について。
②独自に生活保護を受けるひとり親世帯へ支援をおこなう自治体もうまれてきている。幕別町としても、母子加算にかわる支援制度を設けるべきと考えるがどう

町長

①母子加算廃止による影響を受けた世帯数・金額等は、年額で、平成17年度は2世帯で16万

50円、平成18年度は3世帯で48万600円、平成19年度は11世帯で165万3600円、平成20年度は14世帯で268万4720円、そして平成21年度は全

廃となつたため、その影響額は14世帯356万2560円となる見込みである。あたる生活扶助基準は、一般的低所得者世帯の生活実態との比較が基準決定の要素

となつており、現在、幕別町は保護基準3級地の1に該当し、保護費が算出され支給されている。

生活保護制度については、先にお話いたしましたとおり、「生活に困窮するすべての国民に対し、健康で文

化的な最低限度の生活を保障する」ための、国の制度であり、保護基準により一定の保護費が月々支給されているものと認識しております。現段階で幕別町独自の母子加算に代わる支援制度を設けることは考えていないので、ご理解をいただきたい。

そこで以下の点について伺う。

①幕別町においても、国や道に對して対象年齢の引き上げを求めるに同時に、町独自に中学校卒業まで医療費助成をするべきと考えるがどうか。

②医療費助成制度の保護者の所得制限をなくすべきと考えるがどうか。

子供の医療費の無料化について

問

幕別町の乳幼児医療助成制度は2008年10月から条例の一

部が改正され、助成の対象となるのはそれまで就学前

町長

①本町の厳しい財政状況のもとでは、さらなる助成制度の拡充は難しいものと考えているので、国や道に対して乳幼児の医療費助成制度における対象年齢の引き上げを求めるについて、他市町村とともに歩調をそろえて、国及び道に要望していきたい。

が多くなつてゐるため、医療費の助成制度のさらなる拡大をすべきと考える。

東京都ではすでに中学校卒業まで医療費無料化が実施されており、群馬県でも今

年10月から実施される予定である。十勝管内でも上士幌町、中札内村などで中学校卒業まで助成を実施し

ている。

②他の福祉医療制度にも所得制限が設けられていることや、限られた財源の中でも安定的に制度を持続していく方にはご負担をいただくことが必要であろうと考へることから、本町としては、所得制限をなくすこととは難しいと考えているので、ご理解をいただきたい。

